

## 豚熱の予防的ワクチン接種等の防疫措置について（要請）

本会では、本誌（第74巻第5号281頁）でお知らせしたとおり地方獣医師会に豚熱の予防的ワクチン接種に係る知事認定獣医師の活用について会員獣医師等関係者に周知を依頼するとともに、「豚熱ワクチン接種支援可能獣医師リスト」の作成及び提出を依頼してきたところである。

このたび、各地方獣医師会から同リストが提出されたことを受け、農林水産省消費・安全局長に対して、当該リスト取りまとめの報告とともに、豚熱、アフリカ豚熱等に対する防疫体制の充実・強化に要請（別記1）を実施し、その旨地方獣医師会（別記2）及び関係団体（別記3）あてに情報提供したのでここに紹介する。

### 【別記1】

3日獣発第79号  
令和3年6月10日

農林水産省 消費・安全局長  
新井ゆたか 様

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内勇夫

### 豚熱の予防的ワクチン接種等の防疫措置 について（要請）

日頃より、獣医師及び獣医療に関する施策の推進にご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年12月に閣議決定された「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」において「豚熱ワクチン接種について民間獣医師による実施を可能とする見直し」を行うこととされたことを受け、「豚熱の予防的ワクチン接種に係る知事認定獣医師の活用についての協力のお願い」（令和3年3月31日付け2消安第6492号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知。以下「課長通知」という。）が発出されました。課長通知においては、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」を一部変更し、面的かつ確実な接種及びワクチンの厳格な管理が行われることを前提に、

- ① 都道府県の管理下に置かれる一定の要件を満たす獣医師（知事認定獣医師）による豚熱ワクチン接種が可能となったこと
- ② 各都道府県より要請があった場合は、ご協力いただくよう貴会員及び傘下団体に呼び掛けること
- ③ 農場へ立ち入る際には、豚熱ワクチン接種を実施するのみならず、飼養衛生管理基準の遵守の徹底等についても指導すること

について協力の依頼がありました。

本課長通知を受け、本会では地方獣医師会会長に

会員獣医師等関係者に周知を依頼するとともに、「豚熱ワクチン接種支援可能獣医師リスト」の作成及び提出を依頼しました。

このたび、各地方獣医師会から当該リストが提出され、別添（略、リスト提出42地方獣医師会：約1,448名（家畜防疫員 約1,079名））のとおり取りまとめましたのでご報告するとともに、下記のとおり要請いたしますので、豚熱、アフリカ豚熱等に対する防疫体制の充実・強化に一層ご尽力されますようお願いいたします。

### 記

- 1 家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準（豚、いのしし）のIの6「獣医師等の健康管理指導」の義務化を踏まえ、次の措置を講じること。
  - (1) 全ての養豚農場ごとに定められる担当の獣医師等を「農場管理獣医師」と位置付けるとともに、養豚農場に義務付けられた飼養衛生管理基準の遵守、要指示医薬品の慎重使用等に対する指導の当該農場管理獣医師への一元化
  - (2) 農場管理獣医師の氏名等の家畜保健衛生所への届出・登録及び当該農場管理獣医師が管理する農場ごとの飼養衛生管理状況の適正な報告
- 2 豚熱ワクチン接種における知事認定獣医師の活用にあたっては、次の事項に配慮すること。
  - (1) 農場管理獣医師（知事認定獣医師に限る。）による一元管理及び他の知事認定獣医師の活用の下での豚熱ワクチン接種の適正な実施
  - (2) 本会及び地方獣医師会が整備する「豚熱ワクチン接種支援可能獣医師リスト」の知事認定獣医師への活用
  - (3) 豚熱ワクチン接種技術料等については、現行の家畜防疫員の日当に替え、家畜の所有者と農場管理獣医師等との自発的な契約で決定
- 3 国及び都道府県は、飼養衛生管理基準等の遵守の指導等に当たっては、家畜伝染病予防法、獣医

師法，医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律等の関係法令が遵守されるよう，厳正に指導，監督等を行うこと。

**【別記 2】**

3日獣発第79号  
令和3年6月10日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内勇夫  
(公印及び契印の押印は省略)

**豚熱の予防的ワクチン接種等の防疫措置  
について (要請)**

このことについて，別添のとおり，農林水産省消費・安全局長宛てに要請しましたので，貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

なお，貴会におかれましては，各都道府県から知事認定獣医師として支援要請等があった場合，速やかに対応できるよう，ご提出いただいた「豚熱ワクチン接種支援可能獣医師リスト」の更新等に努め，引き続き地域防疫体制の構築にご尽力いただきますよう，重ねてお願いいたします。

**【別記 3】**

事務連絡  
令和3年6月10日

一般社団法人 日本養豚協会  
常務理事 櫻井 保 様

公益社団法人 中央畜産会  
副会長 姫田 尚 様  
一般社団法人 日本養豚開業獣医師協会  
代表理事 呉 克昌 様

公益社団法人 日本獣医師会  
副会長兼専務理事 境 政人

**豚熱の予防的ワクチン接種等の防疫措置  
について (要請)**

このことについて，別添のとおり，農林水産省消費・安全局長宛てに要請しましたので，お知らせいたします。